

令和5年度 事業計画書



社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会

目 次

令和5年度事業計画

I	基本方針	1
	【重点項目】①～⑥	2
II	基本計画	3
	総務課	
	1. 法人運営事業	3
	2. 社会福祉充実計画	3
	3. 社協事業の広報活動	4
	4. 指定管理事業	4
	5. 福祉表彰	4
	6. 赤い羽根共同募金事務	4
	福祉課	
	1. 地域福祉の推進	5
	(1) 朝倉市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	
	(2) 第2期朝倉市地域福祉活動計画の推進	
	(3) 地区社会福祉協議会との連携強化	
	2. 生活支援体制整備事業	5
	3. 相談事業	6
	(1) 総合相談	
	(2) 生活福祉資金貸付事業	
	(3) 日常生活自立支援事業	
	(4) ふくおかライフレスキュー事業	
	4. 災害ボランティアセンター事業	7
	(1) 災害ボランティアセンター事業	
	5. ふれあいのまちづくり事業	7
	(1) ボランティアに関する相談支援事業	
	(2) 地域福祉活動推進事業	
	(3) 高齢者等地域見守り活動事業	
	(4) 福祉ボランティア団体支援事業	
	(5) 住民福祉ボランティアのつどい事業	

- (6) 布の絵本育成事業
- (7) 心配ごと相談事業
- 6. 障害者総合支援法等障がい者関連事業 8
 - (1) 地域生活支援事業
 - (2) 障がい者移動支援事業
- 7. 介護予防事業 10
 - (1) ふれあい・いきいきサロン (地域ミニデイサービス推進事業)
 - (2) いきいき健康クラブ (通所型介護予防普及啓発事業)
 - (3) 外出支援サービス事業
 - (4) 高齢者筋力トレーニング事業
 - (5) 健康づくりサポート事業
- 8. 共同募金配分金事業 11
 - (1) 高齢者福祉の推進
 - (2) 障がい児・者福祉の推進
 - (3) 児童・青少年福祉の推進
 - (4) 福祉育成援助活動の推進
- 9. その他の事業 13
 - (1) P-UP 事業
 - (2) 買い物代行支援事業
 - (3) 福祉体験学習
 - (4) 福祉機器の貸出
 - (5) 社会福祉士実習生受け入れ



社協マスコットキャラクター
フクシー



令和5年度事業計画


I 基本方針

人生100年時代、超高齢化社会が目の前に迫ってきました。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民の4人に1人が75歳以上、私たちの住む朝倉市では、それ以上の超高齢化が進んでいます。

厚生労働省においては、2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域の包括的支援、サービスの提供体制の構築を推進しています。

折しも令和5年は、市町村社協法制化40周年を迎えます。法制化当時と比べて、地域福祉はより複雑化・複合化しており、多機関の協働の中核を担う社協の役割は、益々、大きなものとなっています。そこで、今回初めて地域福祉活動計画を市の地域福祉計画と一体的に策定し、市民の皆さまのより多くの声を反映できるように、私たちの『あさくらのまちづくり』と一緒に作り上げていく1年にしていきます。



【重点項目】

① 地域福祉活動計画の策定

朝倉市が策定する福祉分野の最上位の行政計画としての「地域福祉計画」と市社協が策定する「地域福祉活動計画」の計画期間が同じであるため、朝倉市と市社協とが連携・協働して「朝倉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一冊にまとめて策定します。

② 地域福祉活動の推進

「ともに認め合い、支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」の実現をめざし、これまで以上に地域住民の地域生活課題の解決に向けて、地域の福祉関係者とともに、多様な組織・関係者をつなぎ、課題の解決に努めます。

③ 人と人をつなげていく

新型コロナウイルス感染拡大防止により、マスク着用が日常化し、人が集まることがはばかれるような状況が続きました。ようやくこの状態から抜け出す兆しが見えてきました。地域のサロンや地区社協との連携を密にし、つながりある、支え合える関係づくりを支援いたします。

④ 親しまれ、信頼される社協づくりへ

みなさまから愛され、親しまれ、信頼される社協を目指し、朝倉市社会福祉協議会のマスコットキャラクター『フクシー』の活用を通じて、地域づくりの情報発信や情報公開に努めます。

⑤ 災害に強い地域づくりへ

災害が頻発する昨今、「災害に強い地域づくり」をめざし、朝倉市・市社協・関係団体、ボランティア・地域住民が一体となって地域全体で取り組み、住民の防災への意識づくりに努め、災害に強い地域づくりに努めます。

⑥共同募金運動の推進と事業に向けて

ここ数年、コロナ禍で共同募金啓発活動に変化が生じましたが、ご協力いただける企業・団体の拡大に向けて、共同募金運動の更なる推進と共同募金事業の充実を図ります。

II 基本計画

総務課

1. 法人運営事業

令和4年度から準備してまいりましたホームページのリニューアルを令和5年度に提供できるようにいたします。

皆さまがたに、わかりやすい情報の提供をめざし、社協マスコットキャラクターを通して、皆さまに愛され親しみのあるホームページを作成していきます。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響が少しずつ改善され、日常を取り戻す年になると思われれます。職員の育成に努め研修を重ねて、組織での課題や現状を把握し、スキルアップできるよう体制を整えます。

2. 社会福祉充実計画

令和3年度に法人運営用のマイクロバスの購入を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症や物価の高騰等により、マイクロバス購入ができず、計画延期となりました。新型コロナウイルス感染症も季節性のインフルエンザ扱いになることから、ようやく本来の計画が遂行できると思われれます。車椅子を利用されている方も一緒にバスを利用できるように車椅子を積載でき、ゆったりとした座席を確保するために、手荷物スペースを確保するなど、利用者に優しい車両を計画しています。

3. 社協事業の広報活動

令和4年度から社協広報誌「社協だより」が3ヵ月に1回の年4回の発行になりました。朝倉市社協マスコットキャラクター「フクシー」を通して、世代を問わず、楽しめる内容、ためになる講座の紹介などをいたします。また、「フクシー」の認知度を上げ、「フクシー」とともに朝倉市社協の事業活動を皆さまへお知らせいたします。

4. 指定管理事業

行政から受託している朝倉及び杷木の老人福祉センター2か所の指定管理を担っています。老人福祉法第14条に基づき、地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とするセンター運営を施行いたします。

度重なる物価高で、非常に厳しい運営ではありますが、館内の衛生管理、室温調整等をこまめな気配りができるよう、施設の維持管理に努めます。老人福祉センターが高齢者の集いの場となるよう、心がけます。

5. 福祉表彰

朝倉市の社会福祉に多大に貢献また永年尽力された方や団体を対象に、被表彰者を推薦いただき、表彰審査会を経て、受賞者の方を福祉表彰式にて表彰いたします。表彰することで、被表彰者、団体の活動をみなさまに周知し、これからのボランティア活動を発信できるよう活発なボランティア育成の普及に尽力いたします。

6. 赤い羽根共同募金事務

地域の社会福祉活動のための貴重な財源として、赤い羽根共同募金があります。募金を通してできるボランティア。地域の福祉活動の助成や障がい者や高齢者の疑似体験、児童青少年への福祉教育など赤い羽根共同募金のつかいみちに理解を求め、丁寧な説明をいたすように努力します。ま

た、法人募金、自動販売機募金や百貨店プロジェクトなどの企業からの参加方法も積極的に推進していきます。

福祉課

1. 地域福祉の推進

(1) 朝倉市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定（2024年度～2028年度）

朝倉市が策定する福祉分野の最上位の行政計画としての「地域福祉計画」と市社協が策定する「地域福祉活動計画」を新たに一体的に策定することで、より整合性を持たせ、市・市社協・地域住民が連携・協働し、地域福祉の推進を図るための指針となる計画を策定します。

(2) 第2期朝倉市地域福祉活動計画の推進（2019年度～2023年度）

平成30年度に策定した「第2期朝倉市地域福祉活動計画」の推進を行うため、地区社会福祉協議会と協働し、地区の課題や問題点の解決に向けて更なる連携強化を図ります。

(3) 地区社会福祉協議会との連携強化

身近な地域での住民のつながり・支えあい活動を推進していくため、地区社会福祉協議会と月1回の朝倉市地区社会福祉協議会連絡会を開催し、活動状況や情報交換を行うなど連携・協働を図り、担い手づくりや地域福祉活動の推進に努めます。

2. 生活支援体制整備事業

地域の課題を共有し、その地域ならではの支えあいの仕組みづくりを地域の方と一緒に考え、高齢になっても住み慣れた地域でずっと安心して暮らし続けることができるよう、地域、行政、民間企業等が連携しながら、第2層協議体構築・運営支援業務として「協議体の設置」や「生活支援コーディネーター」の活動により高齢者を支える地域づくりを進めていきます。

3. 相談事業

(1) 総合相談

市民の日常生活上の悩みごとや心配ごとに対して、専任相談員、民生委員、弁護士、司法書士による相談事業を行います。

- ① 心配ごと相談 甘木本所、朝倉支所、杷木支所の3か所で開催します。
- ② 法律相談 弁護士による相談（月2回）甘木本所で実施します。
- ③ 司法書士相談 司法書士による相談（月1回）甘木本所で実施します。

(2) 生活福祉資金貸付事業

福岡県社会福祉協議会の窓口事業として、経済的、社会的基盤の不安定な低所得世帯用に対し、低利子又は無利子で福祉資金貸付を行い、経済的な自立をめざし、安定した生活に結び付けることを目的としています。

① 特例貸付世帯相談支援事業

生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の償還期間内において、生活困窮が続いている借入金世帯への相談支援を行います。

(3) 日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、支援します。

(4) ふくおかライフレスキュー事業（生計困難者等に対する相談・支援事業）

社会福祉法人の地域の公益的な取り組みとして、生計困難者への心理的不安の軽減や公的制度や福祉サービス等への橋渡しを行うことを目的として生計困難者等に対する相談・支援を行います。

① ふくおかライフレスキュー朝倉連絡会

朝倉市社会福祉施設代表者連絡会（市内13社会福祉法人）の下部組織として、ふくおかライフレスキュー事業における支援内容報告や支援困難事例等の協議、研修などを行い社会福祉法人のネットワークを推進します。

② 制服バンク

福岡県社会福祉協議会の窓口事業として、生活福祉資金貸付事業を行っていますが、中学校入学時の貸付はありません。

入学時の制服代等の負担が大きいことから、生活福祉資金の貸付が受けられないかとの相談が複数あったため、中学校を卒業された方から、不要になった制服をお預かりし、必要とされる方へお渡しする事業（制服バンク）を行います。

4. 災害ボランティアセンター事業

(1) 災害ボランティアセンター事業

災害時に備えて、円滑な災害ボランティア活動を行うために必要な資機材の整備や体制づくりに取り組みます。

① 災害備蓄倉庫の資機材管理

災害時において、ボランティアや地域住民が使用する資機材を保管する資材倉庫の管理運営を行います。

② 災害時支援における三者連携会議

大規模な災害が発生した場合に備えて、円滑なボランティアセンターの設置運営ができるように、市社協と市役所、朝倉青年会議所との協力体制を整えます。

③ 朝倉情報共有会議

災害の被災者に対する支援について、ボランティア活動等で携わっている関係各機関が集まり、情報共有・意見交換を行い災害時における支援に役立てます。

④ 災害時支援ボランティアの募集

災害に備え、災害ボランティアを事前に募集しておくことで、災害ボランティアが必要になった場合、円滑かつ効果的な活動につなげることができるようボランティアを募集し、支援体制を整えます。

5. ふれあいのまちづくり事業

地域においてさまざまな人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障がい者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図ることを目的に取り組みます。

(1) ボランティアに関する相談支援事業

ボランティアコーディネーターを配置して、誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティア活動に係る情報を提供するとともに、活動のきっかけづくりや相談・支援、情報提供などの事業を推進します。また、住民の自主的参加を促進するため、さまざまなボランティア養成講座を開催し、人材の発掘と育成に努めます。

(2) 地域福祉活動推進事業（共同募金配分金事業）

「ともに認め合い、支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」をめざす地域福祉社会の実現を図るため、地区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対して助成を行います。

(3) 高齢者等地域見守り活動事業（共同募金配分金事業）

ネットワーク活動事業の一環として、ひとり暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して暮らせるよう見守り活動の定着及び拡充し、地域福祉の向上を図ることを目的に助成を行います。

(4) 福祉ボランティア団体支援事業（共同募金配分金事業）

市内を対象として福祉を目的とした地域福祉活動を行う福祉ボランティア団体に対し、活動助成を行います。

(5) 住民福祉ボランティアのつどい事業（共同募金配分金事業）

福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として、朝倉市、朝倉市老人クラブ連合会、朝倉市身体障がい者福祉協会、朝倉市ボランティア連絡協議会、朝倉市母子寡婦福祉会、朝倉市保護司会の後援を得て「朝倉市住民福祉ボランティアのつどい」を開催します。

(6) 布の絵本育成事業

布の絵本やおもちゃの制作・寄贈を行います。

(7) 心配ごと相談事業

民生委員・児童委員協議会と協力しながら、市民の困りごとの相談事業を行います。

6. 障害者総合支援法等障がい者関連事業

(1) 地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や個性に応じ自立した日常生活又は、社会生活を営むことができることを目的に取り組みます。

① 奉仕員養成研修事業

○点訳奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、点訳の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を開催します。

○朗読奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、朗読の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を開催します。

② 手話奉仕員養成研修事業

○手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）

聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るために、手話奉仕員の養成講座を開催します。

○手話通訳者養成講座（通訳Ⅲ講座）

聴覚障がい者の社会生活上必要な場面で手話通訳を担う、手話通訳者の養成講座を開催します。

③ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、音訳CDを作成し、生活上必要性の高い情報などを定期的に提供する事業。

・広報あさくら、社協だより、議会だより

④ 生活訓練等事業

○視覚障がい者生活訓練事業

視覚に障がいのある方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

○聴覚障がい者コミュニケーション情報教室

聴覚に障がいのある方を対象に、社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

○身体障がい者生活訓練事業

身体に障がいのある方を対象に、社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

○知的障がい者生活教室事業

知的障がいのある方を対象に、生活の基礎学習とレクリエーション等を通じて社会生活適応能力を身につける学習会及びスポーツ教室を実施します。

⑤ 自発的活動支援事業

障がい者施設等において、障がい児・者の社会復帰に関する活動に対して、相談援助・情報提供を行うボランティアの支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳、代筆、代読、音声訳等の方法により意思疎通を支援するために、手話通訳を行う者を配置します。

⑦ 移送サービス事業

一般の交通手段を利用することが困難な身体に障がいがある方に、移送サービス用自動車を運行する事業を実施します。

(2) 障がい者移動支援事業

視覚に障がいのある方を対象として外出の移動支援（ガイドヘルパーの派遣）を行います。

7. 介護予防事業

(1) ふれあい・いきいきサロン（地域ミニデイサービス推進事業）

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、自治公民館などで「ふれあい・いきいきサロン」の開催を積極的に推進するとともに、レクリエーション、健康体操や趣味活動を支援し、社会参加や介護予防に努めます。また、市内全域に「ふれあい・いきいきサロン」が設置できるように随時説明会等を行い推進します。

(2) いきいき健康クラブ（通所型介護予防普及啓発事業）

高齢者の方を対象に、介護予防を中心とした生きがい対策の取り組みとして、健康体操や栄養改善及び口腔機能などを柱として、レクリエーションや季節の行事などを楽しみながら、介護を必要としない心と体づくりをめざして、いつまでも自宅で健康に生活ができるように支援します。

(3) 外出支援サービス事業

いきいき健康クラブ（通所型介護予防普及啓発事業）に参加される方を対象としてマイクロバスやコミュニティバスによる送迎を行います。

(4) 高齢者筋力トレーニング事業

高齢者の方を対象に、トレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的に3か月間（22回）実施し、介護予防及び健康管理を支援します。

(5) 健康づくりサポート事業

高齢者筋力トレーニング事業修了者の方を対象に、継続的にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的として実施します。

8. 共同募金配分金事業

共同募金に対する市民の理解を深めながら、募金活動に努めるとともに、地域福祉の推進を図るために以下の事業を行います。

(1) 高齢者福祉の推進

① 高齢者等地域見守り活動事業（ふれあいのまちづくり事業）

ネットワーク活動事業の一環として、ひとり暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して暮らせるよう見守り活動の定着及び拡充し、地域福祉の向上を図ることを目的に、助成を行います。

② ふれあい・いきいきサロン支援事業

住民主体で実施する「ふれあい・いきいきサロン」に対して、助成を行います。

③ 朝倉市老人クラブ連合会支援事業

朝倉市老人クラブ連合会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(2) 障がい児・者福祉の推進

① 障がい児・者ボランティアワーク事業

市内在住の児童・生徒やボランティアや福祉に関心のある方を対象にして障がい者スポーツ体験等を行い、交流を通じて障がいに対する理解を深めることを目的として実施します。

② 障がい児・者レクリエーション交流事業

市内在住の障がいのある方やその家族とボランティアの交流をすることにより、障がいに対する理解と福祉の向上を図ることを目的として実施します。

③ 朝倉市身体障がい者福祉協会支援事業

朝倉市身体障がい者福祉協会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(3) 児童・青少年福祉の推進

① 小・中学生ボランティアスクール事業

小・中学生を対象に防災センターを訪問し、体験学習をすることで災害に対しての備えを学ぶことを目的として実施します。

② あさくらキッズマネースクール（新規事業）

幼少期のころから、正しいお金の使い方を考える金銭感覚を養うことを目的に、あさくらキッズマネースクールを実施します。

③ 福祉教育指定校事業

市内の小・中・高校を対象として、学校でのボランティア活動や福祉学習に対する助成及び福祉教育指定校連絡会を開催します。

④ 朝倉市母子寡婦福祉会支援事業

朝倉市母子寡婦福祉会が取り組む活動に対して、助成を行います。

(4) 福祉育成援助活動の推進

① 福祉機器整備事業

市民に貸し出す車いすなどの購入・修理や福祉体験学習に使用する福祉機器の購入や整備を行います。

② 生活困窮者食料品・日用品支援事業（新規事業）

生活に困窮されている方に対して、必要となる食料品・日用品を購入し配付します。

③ 住民福祉ボランティアのつどい事業（ふれあいのまちづくり事業）

福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として、朝倉市、朝倉市老人クラブ連合会、朝倉市身体障がい者福祉協会、朝倉市ボランティア連絡協議会、朝倉市母子寡婦福祉会、朝倉市保護司会の後援を得て「朝倉市住民福祉ボランティアのつどい」を開催します。

④ 福祉ボランティア育成事業（ふれあいのまちづくり事業）

福祉ボランティア活動に関心のある住民を対象に、福祉に関する各種講座を開催し、ボランティアの育成を行います。また、市社協登録福祉ボランティア団体に対して、活動助成を行います。

⑤ 協働推進事業

市内の地域課題に対して、課題解決のための活動を実施しているまたは、実施する計画がある市民活動団体に対して助成を行い、住民主体の地域福祉活動を促進し、団体と本会が協働で事業を推進して行くことで、柔軟性や新しい発想を活かして課題解決に取り組み、地域福祉活動の推進を図ることを目的として実施します。

⑥ 地域福祉活動推進事業（ふれあいのまちづくり事業）

「ともに認め合い、支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」をめざす地域福祉社会の実現を図るため、地区社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動に対して、助成を行います。

⑦ 市民向けの教養講座事業

市民向けの講座を開催することで、個々の知識を高め、自己理解を深めることを目的に開催します。

⑧ 朝倉市ボランティア連絡協議会活動支援事業

朝倉市ボランティア連絡協議会が取り組む活動に対して、助成を行います。

⑨ 朝倉市保護司会活動支援事業

朝倉市保護司会が取り組む活動に対して、助成を行います。

⑩ 災害防災対策事業

災害ボランティアセンターの運営を行うにあたり、復旧活動を円滑に行えること、かつ、その後のコミュニティ形成の視点を含め、万一の損害に備え、朝倉市・市社協・関係団体・ボランティア・地域住民が一体となって地域全体で支援活動に取り組む体制を平時から構築し、日頃から顔の見える関係づくりを行い「災害に強い地域づくり」を目的として実施します。

9. その他の事業

(1) P-UP事業

16歳以上の方を対象にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、健康増進を目的として実施します。

(2) 買い物代行支援事業

市内在住で、新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者として保健所から自宅待機を求められた人（世帯）で、親族等周りからの支援を受けることが出来ない人（世帯）に対して、食料品や日用品の買い物代行支援（週2回まで）を行います。

(3) 福祉体験学習

市内の小・中学校の生徒を対象に、車イス、高齢者疑似体験、手話学習、点字学習、アイマスクなどの体験学習の指導、講師の斡旋を行います。

(4) 福祉機器の貸出

車いすや遊具などの福祉機器を必要とする方へ貸出を行います。

(5) 社会福祉士実習生受け入れ

社会福祉士をめざす実習生の受け入れ指導を行います。

